

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第1号

令和2年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月19日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 令和2年3月27日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和2年第1回（3月）定例会 会期 3月27日 1日間

応招議員（12名）

1番	中	山	廣	子	議員	2番	石	川	誠	司	議員	
3番	榎	本	菜	保	議員	4番	藤	井	栄	一	郎	議員
5番	山	崎	巨	裕	議員	6番	大	島		勉	議員	
7番	高	橋	健	一	郎	議員	8番	関	根	香	織	議員
9番	森		伊	久	磨	議員	10番	斎	藤	信	治	議員
11番	木	佐	木	照	男	議員	12番	中	川	幸	廣	議員

不応招議員（なし）

令和2年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和2年3月27日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第3号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 副管理者の挨拶
- 22 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	中山	廣子	議員	2番	石川	誠司	議員
3番	榎本	菜保	議員	4番	藤井	栄一郎	議員
5番	山崎	巨裕	議員	6番	大島	勉	議員
7番	高橋	健一郎	議員	8番	関根	香織	議員
9番	森	伊久磨	議員	10番	斎藤	信治	議員
11番	木佐木	照男	議員	12番	中川	幸廣	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

町井孝行	蓮田市 みどり 環境課長	安野弘之	白岡市 環境課長
------	--------------------	------	-------------

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
中野敦一	会計 管理者	折原浩幸	事務局長
黒崎晃	次長兼 庶務課長	齋藤晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	施設課長	藤井勇年	リサイクル 推進課長

事務局職員出席者

書記	高橋利男	書記	大矢周治
書記	土橋秋宏	書記	齋藤芳和
書記	中里直樹	書記	片岡司
書記	長谷川薫		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○藤井栄一郎議長 本日は、3月定例会のご案内を差し上げましたところ、お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

今年の台風19号被害、そしてまた今回、新型コロナウイルスに翻弄された中ではございますが、本日は慎重審議をお願い申し上げたいと思います。

また、本日はマスク着用をお願いを申し上げたところ、皆様にご協力頂きまして誠にありがとうございます。発言の際に、もし発言ができないような状況でしたら、外していただいて発言していただいで結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、窓のほうも若干今日は開けておりますが、もし寒いとかありましたら、おっしゃっていただければ。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○藤井栄一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○藤井栄一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

10番 斎藤 信治 議員

11番 木佐木 照男 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○藤井栄一郎議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月27日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。



◎諸報告

○藤井栄一郎議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会の説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○藤井栄一郎議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○藤井栄一郎議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第1号～議案第3号の一括上程

○藤井栄一郎議長 議案第1号から議案第3号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○藤井栄一郎議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。藤井栄一郎議長さんのお許しをいただきましたの

で、提出議案につきましてご説明を申し上げますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。マスク着用のままお許し願いたいと思います。

本日は、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和2年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、誠にありがたく、深く感謝申し上げます。ただいまお話がありましたように、新型コロナウイルス、まさに世界中を席卷している大惨事の状況の中でございますが、ご出席頂きまして誠にありがとうございました。

また、議員の皆様方におかれましては、蓮田市、白岡市をはじめ当組合の進展のために多大なるご尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、今議会は、行政執行の要でございます令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめ、令和元年度の年度末を迎えての補正予算、条例改正など重要な議案をお願いしてございます。議員の皆様方におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条例改正が1件、予算関係2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。地方自治法の一部改正によりまして、監査制度の充実強化が図られたため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第2号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,921万7,000円とするものでございます。

主な内容につきまして申し上げますと、まず歳入に関しましては、第1款分担金及び負担金につきましては、蓮田市、白岡市、両市の年間の延べ世帯数の見込みが増減したことで、蓮田市では増額、白岡市においては減額するものでございます。

2款使用料及び手数料においては、各処理手数料などの歳入見込みがございましたので、減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費につきましては、予算執行額が確定したことにより、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬並びに職員共済組合負担金等の補正をお願いするものでございます。また、施設整備基金につきましては、組合施設整備基金条例に基づき、将来の財源といたしまして1,500万円を積み増しするものでございます。

次に、3款衛生費につきましては、主に電気料のほか工事費等の執行が確定したことから、減額をするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億7,122万2,000円と定めるものでございまして、対前年度比では0.1%の増となっております。

第2条につきましては、広報紙作成業務委託費のほか22件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担を頂くものでございまして、予算全体の構成比としては67%を占めております。予算額につきましては11億8,667万円で、対前年度比3.6%の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては5億915万2,000円で、対前年度比3.3%の増でございます。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。予算額につきましては4,187万円で、対前年度比47.5%の減でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

組合債につきましては、ごみ焼却施設改修事業を行うために、国からの財政融資資金として1,210万円を計上してございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして申し上げます。総務費につきましては4億176万3,000円でございます。対前年度比2.5%の増でございます。

衛生費につきましては、11億8,960万3,000円で、対前年度比0.8%の減となっております。

公債費につきましては、1億7,331万4,000円で、対前年度比0.5%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。詳細につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、2件の行政報告をさせていただきます。初めに、一般廃棄物処理基本計画の見直しについてご報告申し上げます。一般廃棄物処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、長期的、総合的な視点に立った蓮田市及び白岡市の一般廃棄物行政分野における施策の基本方針を示す最上位の計画として定めるものでございます。

現計画は、平成27年度から平成36年度を計画期間として策定しているところですが、国のごみ処理基本計画策定指針において、おおむね5年ごとに改定することが求められております。

さらに、策定当時の計画予測値との差異が生じているとともに、処理状況も変容していることから、平成30年9月に当組合廃棄物減量等推進審議会へ現計画の見直しについて諮問いたしました。

本審議会では、進行管理目標の現状や各施策の見直しについて議論を重ねていただき、令和2年2月に答申としてまとめていただいたところでございます。

このたび当組合では、本答申に挙げられました課題や提言を基に、計画の見直しを行いました。その主な内容は、令和2年度を初年度として、令和11年度を目標年度とする10年間の計画とし、3つの進行管理値を掲げ、各目標値達成のための施策を定めております。

進行管理目標の1つ目は、減量化目標でございまして、住民1人1日当たりのごみ排出量を、平成30年度実績の767グラムに対し、目標年度までに738グラム、3.8%減に減量するものでございます。

2つ目は、減量化目標でございまして、ごみとして排出される紙ごみの分別を徹底し、資源回収率を平成30年度実績の22.8%、7,281トンに対し、目標年度までに25.3%、7,357トンへ向上させようとするものでございます。

3つ目は、焼却処理に伴い排出される焼却残渣等の最終処分量の目標でございまして、平成30年度実績の868トンに対し、目標年度までに769トンへ減少させようとするものでございます。

なお、計画の詳細につきましては、別添の一般廃棄物処理基本計画をご参照頂ければと存じます。

今後におきましても、本計画に掲げた目標値の達成及びごみの減量化、資源化に向けた取組をより一層推進し、循環型社会の形成に寄与し、努力してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う組合の対応状況についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大を受けまして、当組合における现阶段の感染防止対策としての対応状況をご報告いたします。

新たな感染拡大を防ぐため、住民の公共の場として、情報発信施設であるエコプラザについては、3月中の体験講座を中止するとともに、3月11日から3月31日までを休館といたしました。

また、資源物を毎週日曜日に限定して持ち込むことができるリサイクルステーションについては、3月15日、22日、29日の各日曜日を休館といたしました。現在これらの休館措置を4月末まで延長させていただく予定でございます。

なお、ごみの直接持込みにつきましては、通常どおり受入れを行っておりますが、処分を急がないごみや後日の持込みでも差し支えないごみは、持込みを控えていただくよう周知をしているところであります。

これらの周知方法といたしましては、組合ホームページ、両市のホームページからのリンク、スマートフォン専用のごみ分別アプリにより、それぞれ情報発信を行っているところでございます。

今後についても、感染拡大の状況により、施設の休館の延長を行うなど感染防止対策に万全を期してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○藤井栄一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の次に添付してございます、蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧いただきたいと存じます。

まず、1の改正の理由でございますが、地方自治法の一部改正により、監査制度の充実強化が図られたため、所要の改正をするものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、(1)の改正後の第2条関係につきましては、監査基準に基づき効果的かつ効率的に監査を実施するため、毎年度監査計画を作成するものとするため、当該計画に基づき定期監査を行うことに改めるものでございます。

また、財務監査としての位置づけを明確にするため、見出しを「定例監査」から「定期監査」に改めるものでございます。

次に、(2)の改正後の第3条関係につきましては、行政監査、随時監査、財政援助団体等監査、指定金融機関等の監査は、第2条第2項の規定を準用して、あらかじめ期日を指定し、その期日の10日前までにその旨を管理者へ報告するものでございます。

次に、(3)の改正後の第4条関係につきましては、直接請求監査、議会の請求監査、長の要求監査、指定金融機関等の監査、職員賠償責任監査については、請求または要求があった日から10日以内に監査に着手するものでございます。

また、これらの監査結果の報告、公表及び提出等については、監査の請求または要求があった日から60日以内に行わなければならないとするものでございます。

次のページの(4)の第5条関係につきましては、例月出納検査の日程を「15日以前」から「25日」に改めるものでございます。

次に、(5)の第6条関係につきましては、地方自治法の基金運用審査の条文を追加するとともに、決算審査と基金運用審査についての管理者への回付期限を「30日以内」から「60日以内」に改めるものでございます。

最後に、(6)の施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 1点お願いします。

決算書類の第6条の話なのですが、管理者への回付期限として「30日以内」が「60日以内」に改めるということで、日にちを延ばしましたが、今までというのは、この30日以内で当然収まっていたと思うのですが、実際どれだけの時間がかかっていて、60日にする必要があるのか、ちょっとそこを伺いたいのですが。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今まで30日以内の期限を遵守という形で進めさせていただいておりましたが、議員の皆さんもご存じのとおり、私どもの代表監査委員につきましては、蓮田市の代表監査委員を兼任されているところがございます。蓮田市内における決算審査が終わった後に、組合の監査を実施する運びになりまして、組合の監査の日程があまりにもせわしないということで、どうしてもぎりぎりの状況での報告ということになりましたので、監査の内容を吟味していただくには十分な時間が取れないような状況もございますし、またその時間、1日に要する時間を多く割かないと監査が十分にできないということでございますので、その辺を加味して60日以内というふうに変更させていただくものでございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第7、議案第2号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第2号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について内容説明を申し上げます。

第1条でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,921万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節負担金につきましては、1世帯当たり140円を不燃物収集負担金として両市にご負担いただいているものでございますが、世帯数がおおむね確定いたしましたので、蓮田市では497世帯、7万円の増額、白岡市では1,940世帯、27万1,000円の減額をするものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料、1節ごみ手数料の粗大ごみ処理手数料につきましては、利用件数は増加傾向にありますが、3種類の手数料に該当する申込み品目のうち比較的大型の手数料の高い粗大ごみの申込みが、予測より減少していることにより、6万5,000円

を減額するものでございます。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、収集運搬許可業者1社が許可の更新を行わないとの申出があったことから、1件分の申請手数料を減額するものでございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、申込み件数の減少により21万円を減額するものでございます。

次の桶川市ごみ処理手数料につきましては、令和2年度まで契約している桶川市からのごみ受入れに係る手数料でございますが、当初見込みの年間4,670トンよりも少ない搬入量で推移していることから、132万1,000円を減額するものでございます。

次に、4ページを御覧頂きたいと存じます。歳出につきましてはご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬、9節旅費及び13節委託料につきましては、それぞれ執行見込みがつかまりましたので、減額するものでございます。

次に、4節共済費の職員共済組合負担金及び19節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、おおむね額が確定いたしました。不足が生じるため、増額するものでございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として1,500万円を積み増しするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費の光熱水費につきましては、これまでの使用実績等から、電気料金を1,483万7,000円、水道料金を14万円減額するものでございます。

次の13節委託料から2目じん芥処理費、11節需用費までにつきましては、契約落差による執行残を減額するものでございます。

次に、13節委託料の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、燃えるごみの搬入量が微増予想であること及び焼却施設の補修工事のときに堆積していた焼却灰を除去したこと等により、焼却灰の発生量が増えることが見込まれるため、処分費用の増額をお願いするものでございます。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、執行見込みがつかまりましたので、減額するものでございます。

次の粗大ごみ収集業務委託費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、利用件数が伸びていることから、増額するものでございます。

次の医療系廃棄物収集処分委託費につきましては、同じく歳入でご説明しましたとおり、申込み件数が減っていることから、減額するものでございます。

次に、3目し尿処理費の11節需用費及び13節委託料につきましては、契約落差による執行残を減額するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。

4ページなのですがすけれども、3日の施設整備基金なのですが、これによって今残高が幾らになるか教えてください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 年度末の離職も含めて、まだ確定ではないので、予測の値になりますが、年度末を迎えて2億1,028万3,940円になります。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 5ページの3款1項1目の清掃総務費で、光熱水費が1,497万5,000円減額ということなのですが、この減額の中で主な要因というのを教えていただきたい。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 電気料が主な要因なのですがすけれども、当初予算におきまして、電気料の算出根拠となる燃料費調整額というのがございます。当初はプラス2円ということで予測をしておりましたが、現状は4月からマイナス0.4円、その後、昨今ではマイナスの1.9円、マイナスで推移している傾向がございます。その差額によりまして、多く執行残が発生しているということです。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第2号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第8、議案第3号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第3号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。まず、第1条では、令和2年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ17億7,122万2,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして定めるものでございます。詳細につきましては4ページ、5ページに記載してございますが、広報誌作成業務委託費のほか22件を定めてございます。

1ページに戻りまして、第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

次に、第4条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の8ページをお開き願いたいと存じます。まず、1、総括につきましては、歳入歳出合計それ

ぞれ総額は17億7,122万2,000円、前年度と比べますと、額にいたしまして147万8,000円の増、率にいたしますと0.1%の増となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。1款1項1目分担金につきましては、組合格約に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額として11億400万円を両市にご負担いただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が53.0158%、白岡市が46.9842%の割合となりまして、総額での対前年度比は、額にして4,083万8,000円の増、率にいたしまして3.8%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合格約及び条例の規定に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市にご負担をいただくものでございます。対前年度比では、蓮田市では延べ2,997世帯の増、白岡市では延べ1,455世帯の増を見込んでおります。

次に、11ページを御覧願います。2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機などの土地使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料に移らせていただきます。ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の有料指定袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際に頂く処理手数料でございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭までお伺いして収集する処理手数料でございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集運搬処分手数料でございます。

次に、1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集運搬処分の手数料でございます。

次の桶川市ごみ処理手数料につきましては、今年度に引き続き、桶川市の燃やせるごみの焼却処理を受託することに伴う、処理手数料でございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取りや簡易水洗トイレなどからの汲取り等による手数料のほか、浄化槽汚泥を当組合処理施設で処理する際に徴収するし尿処理施設使用手数料でございます。

次に、12ページをお開き願います。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源

物の売却収入などでございます。資源物につきましては、単価の値下がりにより、前年度と比較して3,795万6,000円の減となっております。

次に、13ページを御覧願います。下段の5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上しております。

次のページ、14ページをお開き願います。中段の6款2項1目雑入につきましては、広報誌などへの広告掲載料及び体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料などでございます。

次の7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設改修事業の実施に当たりまして、対象工事費用の75%を国の財政融資資金で起債を行うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、15ページを御覧願います。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬並びに議員視察研修に係る旅費及びバス借上料のほか、会議録調製業務委託費などでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、正副管理者並びに審査会及び審議会委員や会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、16ページをお開き願います。2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員34名分の人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、特別職の費用弁償や職員の旅費でございます。

次に、11節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料でございます。

次のGS1事業者コード手数料につきましては、3年ごとに更新しております、指定ごみ袋に印刷されているバーコードの登録更新手数料でございます。

次に、12節委託料の職員健康管理業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、例規データベース保守管理業務委託費につきましては、例規集の追録、加除並びに例規データの保守管理に加え、例規の立案・審査等の法制支援システム運用を行う業務委託に要する費用でございます。

次に、17ページ一番上の広報誌作成業務委託費につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用でございます。

次に、3つ飛びまして、搬入関係伝票作成業務委託費につきましては、粗大ごみ収集時の入金通知書兼確認書、し尿清掃券伝票の作成等の業務委託費でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、スマートフォンへごみ分別等に関する情報を発信するシステムの借りに要する費用でございます。

次の18節負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県総合事務組合退職手当負担金のほか、

5件の負担金でございます。

次に、18ページをお開き願います。2目財産管理費の12節委託料の説明欄2行目の庁舎定期清掃業務委託費につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザの計4か所の定期清掃業務委託に要する費用でございます。

1つ飛びまして、場内環境保全業務委託費につきましては、場内の樹木剪定、消毒、除草に要する費用でございます。

次の電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定している電気工作物の保安管理業務を委託する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、都市計画決定図面作成業務委託費につきましては、都市計画決定された区域と現況が異なることから、都市計画決定の変更が必要となるため、図面作成業務として委託費を計上するものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料のOA機器借上料につきましては、コピー機、印刷機、人事・給与システム及び粗大ごみ・指定ごみ袋の納付書発行システムの借上料でございます。

1つ飛びまして、電算事務機器借上料につきましては、職員が使用する事務用パソコンの借上料でございます。

次に、14節工事請負費の環境センター場内整備工事につきましては、元荒川沿いの当組合のフェンスが河川敷に越境しているため、その是正に要する費用でございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積み立てるものでございます。

次のページ、19ページを御覧願います。下段の3款1項1目清掃総務費、10節需用費の説明欄2行目、燃料費につきましては、ごみ焼却施設の点火用燃料として使用するA重油などの購入費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料及び水道料でございます。令和元年度は電気料の燃料費調整額がマイナスで推移している現状から、約830万円の減額を見込んでおります。

次に、11節役務費の指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、有料指定ごみ袋の販売を取り扱う店舗への売捌き手数料でございます。

次の清掃券売捌き手数料につきましては、同じく清掃券を販売する取扱店への売捌き手数料でございます。

次に、12節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の製作のほか、取扱店までの配送業務を含む委託費でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託費につきましては、インフォメーションセンターにおいて、粗大ごみ収集の予約受付や問合せ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付業務に要する費用でございます。

1つ飛びまして、計量受付業務委託費につきましては、当組合に直接持ち込まれる廃棄物の計量受付及び手数料の徴収業務に要する費用でございます。

次の施設維持管理運転業務委託費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理に要する業務委託費でございます。

次の環境センター内施設機器点検業務委託費につきましては、エレベーター及び自動扉の保守点検に要する業務委託費でございます。

次の低濃度PCB処分業務委託費につきましては、低濃度のPCBを含む高圧トランス4台の処分を委託する費用でございます。

次のページ、20ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料の自動車番認識システム借上料につきましては、台貫計量時に車両番号を読み取り、計量者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借上料でございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、現場作業に使用する防塵マスクや防護ゴーグルのほか、機器用のVベルトやフィルターなどの消耗部材を購入する費用でございます。

次に、機械修繕料につきましては、機器類に故障や不具合が発生したときに修繕を行う費用でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの薬品の購入に要する費用でございます。

次に、12節委託料の燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、行政区域内の約4万8,700世帯、3,500か所余りの集積所に排出される燃えるごみ等の収集業務の委託に要する費用でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじん等のリサイクルまたは埋立て処分の業務委託に要する費用でございます。

2つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類・ペットボトル等をリサイクルするための中間処理の委託に要する費用でございます。

次の粗大ごみ収集業務委託費につきましては、直接環境センターに持ち込むことができない粗大ごみを各家庭まで伺って収集する業務委託に要する費用でございます。

次の医療系廃棄物収集処分委託費につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集及び処分の委託に要する費用でございます。

次のページ一番上の集金業務委託費につきましては、粗大ごみ、し尿及び産業廃棄物の収集時に手数料を集金する業務の委託費でございます。

1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集の委託に要する費用でございます。

2つ飛びまして、小型家電等処分業務委託費につきましては、毎週日曜日に開館していますリサイクルステーションに持ち込まれた携帯電話、パソコンをリサイクルするための中間処理の委託に要する費用でございます。

次に、13節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用する5台の重機借上げに要する費用でございます。

次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用車の借上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、焼却炉内のレンガを補修する工事やクレーン補修工事などのごみ処理施設の機器補修工事に要する費用でございます。

次に、3目し尿処理費でございますが、10節需用費の消耗品費につきましては、現場機器に使用するVベルトやバルブなどの消耗部材を購入する費用でございます。

次に、2つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集させるための薬剤のほか、リンの除去や処理工程でのpH調整などに必要な9種類の薬品の購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内の機械の点検整備に要する費用でございます。

次に、12節委託料のし尿収集業務委託費につきましては、汲取り式トイレを利用されている世帯及び仮設トイレなどのし尿を収集する委託費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内にたまってしまふ沈殿物を清掃除去する業務の委託費でございます。

1つ飛びまして、脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託費でございます。

次のし尿処理施設長寿命化計画策定業務委託費につきましては、環境省のインフラ長寿命化計画に基づき、施設の個別計画を策定する必要があることから、し尿処理施設の長寿命化計画策定の委託をするものでございます。

次に、14節工事請負費につきましては、し尿処理施設の機器補修工事に要する費用でございます。

恐れ入りますが、次のページ、22ページをお開き願います。4目リサイクル促進費の7節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、10節需用費の消耗品費は、エコプラザで販売するし尿汚泥からつくられた汚泥再生肥料の購入などに要する費用でございます。

次に、11節役務費の傷害保険料につきましては、体験講座参加者への保険料でございます。

次に、12節委託料のリサイクルプラザ運営等業務委託費につきましては、エコプラザの窓口受付

業務等や家具類の補修業務等の委託料のほか、毎年開催しておりますエコプラザまつりの際の駐車場への誘導警備員を配置するための費用などを計上させていただいております。

次の温室効果ガス検証業務委託費でございますが、当組合は温室効果ガス排出量の検証結果を埼玉県に提出することが義務づけられている事業所であることから、温室効果ガス検証業務を第三者検証機関に委託するものでございます。

次に、4款公債費、1項1目元金の22節償還金、利子及び割引料につきましては、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業7件、ごみ処理施設改修事業1件の計12件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましては、自動燃焼装置交換工事1件、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業6件、ごみ処理施設改修事業1件の計12件に対する地方債利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、昨年と同額を計上させていただいております。

24ページから37ページには、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第3号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。一般会計予算について質疑いたします。

11ページ、2款使用料及び手数料の中の桶川市ごみ処理手数料1億4,512万円についてお聞きします。先ほどの補正予算のほうの説明の中で、132万円減額の補正予算が出ていたのですけれども、今年度と比較して132万円増の予算を組んでいるかと思うのですけれども、この理由を教えてください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 これにつきましては、桶川市さんと2年間のまず契約を結ばせていただいております。内容としましては、1週間当たり約90トン、年間で4,670トンの契約をさせていただいておりますので、来年度予算につきましては、昨年の11月、12月ごろにはもう既に確定しておりますので、その時点で来年度、つまり令和2年度の予算につきましても、今年度と同額の予算を計上させていただいております。ただ、前年度は消費税の関係で、半年間8%でございましたの

で、その差額で若干、令和2年度につきましては増えております。

以上です。

○藤井栄一郎議長 8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 これは、消費税分と今年度とは同じ計上であるけれども、消費税分は上がったという解釈で、補正が偶然132万、今回の増額も偶然132万というのは、完全に偶然という認識でよろしいですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 外税で1トン当たり2万8,250円、これに消費税と、それから搬入計画量であります4,670トン、これを掛けて決めさせていただいています。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本です。

12ページなのですけれども、3款財産収入の1目物品売払収入の中で、昨年と比べて減になっているのですけれども、例えば鉄・アルミ売却と古紙類売却の項目が低くなっているのですが、古紙類に関しては売却単価が下落した関係もあるのかなと思いつつも、鉄・アルミのほうは売却単価は増えて、回収量も増えているということだったのですが、これが減っているそれぞれの理由がもしあれば教えてください。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 鉄・アルミの売却につきましても、中国の輸入規制の関係で、単価については減になっているということで考えています。実際の鉄・アルミの売却なのですけれども、予算を計上する際に、直近の1年間の実績、平成30年の10月から令和元年6月までの実績と、あと単価につきましては、実績のある3社の業者から見積りを頂いて予算を計上させていただいています。ちなみになのですけれども、令和元年度の契約平均の金額になりますけれども、2万1,707円のところを、予算計上させていただきました金額につきましては、トン当たり1万円で計上させていただいております。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 では、単純に量ではなく、単価の下落ということでよろしいのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 収集につきましては若干増えてはいるのですけれども、単価の下落が大きな要因だと思います。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、木佐木議員。

○11番 木佐木照男議員 11番、木佐木です。

22ページのリサイクル促進費の中で、温室ガスの業務委託費、この温室ガスの排出量の推移が、もしおわかりでしたら教えてください。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 今手元に資料がないのですけれども、暫時休憩……。

○藤井栄一郎議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○藤井栄一郎議長 現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 対象となるものが、電気の使用料と重油の使用料になります。今、平成27年度から令和元年度までなのですけれども、ほぼ横ばいで推移しております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、木佐木議員。

○11番 木佐木照男議員 二酸化炭素の推移は。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 CO₂の排出量なのですけれども、こちらにつきましては若干減少傾向で推移しております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、中山議員。

○1番 中山廣子議員 額は少ないのですけれども、21ページの資源物持ち去り防止対策調査業務委託費なのですけれども、これはどんな調査をされているか教えてください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この資源物の持ち去り防止対策調査業務委託ですけれども、集積所から資源物、主に新聞紙を持ち去る行為がかなりございまして、最近実を言いますと非常に少なくなっているという傾向ではございますけれども、まだ持ち去りがされているというのが現状でございます。この業務の内容としましては、一つには、その持ち去られた新聞がどこへ搬入されているのかを突き止めるために、GPSを新聞に仕込みまして、どの古紙問屋さんに持ち込まれているのかを調査するのが主な目的でございます。併せまして近隣の状況等についても調査をさせていただくことを目的に業務委託をさせていただいております。

以上です。

○藤井栄一郎議長 質疑はありませんか。

9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森伊久磨です。

12ページの財産収入の物品売払収入ですが、昨年度の数字と見比べてみたのですけれども、鉄・アルミ売却が、昨年度は3,122万5,000円の予算で、今年度は1,200万ということで、約3分の1弱ぐらいですか。これは先ほどのご説明で、単価がトン当たり2万1,000円から1万円、約半額に下がったとはいっても3分の1なので、ここの単価と売却収入の見込みの割合の差についてご説明いただきたいということと。

各単価、ペットボトルはほぼ、ほぼ、昨年度1,000万に対して今年度は2,400万、古紙類が3,600万なのです、昨年度予算が。今年度1,300万ということで3分の1になっている。これは、先ほどの中国の輸入規制ということで、外的要因によるもののみなのか……ごめんなさい、ではアルミ売却の割合の差、半分、言っていることはわかりますかね。

昨年度は3,100万で今年度の売払収入1,200万ということで、3分の1ぐらいになっているのですけれども、単価は半分に収まっているというか半分で。単価は半分なのだけでも、3分の1に収入減を見込んでいるというのは。この理由についてお知らせいただきたいことと、古紙の単価というのはどのくらいなのか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 先ほどの鉄・アルミ売却の関係で、鉄のみの単価をちょっと申し上げさせていただきましたけれども、鉄・アルミ売却ということの中には、鉄プレスとアルミプレス、アルミのガラのプレス、粗大鉄という4種類が含まれておりまして、それぞれ単価が下落傾向にあるというところで、合わせますと、鉄・アルミ売却につきましては1,903万1,000円の減という形で計上させていただいております。

あと、古紙につきましては、こちら中国の輸入規制によるものが大きな原因だというふうに考えております。単価につきましては、古紙につきましては年2回、上半期と下半期で売却をさせていただいております。前年度も契約の平均、トン当たりになりますけれども、1万4,750円、新聞なのですけれども。予算計上する際に見積りを頂いたところに行きますと、トン当たり8,700円、新聞紙だけになります。雑誌につきましては、前年度の契約の平均単価になりますけれども、9,000円、今年度の予算の単価につきましては、トン当たり6,100円と。あと、段ボールにつきましては、今年度の契約平均1万1,500円のところ、来年度の予算につきましてはトン当たり7,100円ということに、主なものになりますけれども、計上させていただいております。

○藤井栄一郎議長 9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 2回目の質疑ですけれども、外的要因が主だということで、それにしても

年度で4,000万ですよ。半減しているということですから、これは市民の貴重な収入が、これだけ半分になっているというのはゆゆしき事態だと思えるのですけれども、これは何かしら、売払いの回数を増やしたりとか減らしたりとかは、よく分からないのですけれども、何か工夫をして、売却のときに工夫をして、ある程度の単価の下落を食い止めるとか、逆に高いときに売る、維持するとかというような工夫というのはないのですか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 先ほどちょっと申し上げさせていただきましたけれども、今年度につきましては、古紙類の売却については年2回、上半期と下半期ということで契約をしていましたけれども、来年度につきましては、やっぱり単価の下落が、変動が著しいということで、四半期ごとの契約ということでしょうかと考えております。

○藤井栄一郎議長 9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 ごめんなさい、古紙類が年4回で、鉄・アルミ等に関してはどうなるのかということと、その回数を増やすことによって、ある程度単価の下落率を食い止めることができるということなのですか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 鉄・アルミにつきましては、昨年度は年三半期ごと、年3回の契約をさせていただいております、今のところ底値止まりというか、底値安定というのですか、そういう状況にあるのかなというところで、来年度につきましても年3回の契約ということで考えております。

古紙類の年2回を4回にした場合に、単価が高く売れるのかということになるのですけれども、これについてはやっぱり市場価格になりますので、なかなか読めないところがございます。ただ、変動が著しいということで、業者が参加しやすいのかなというところで、回数を増やしていこうということで今考えているところです。

〔「今年度ですよ」と言う人あり〕

○藤井勇年リサイクル推進課長 来年度。令和2年度の予算です。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、高橋議員。

○7番 高橋健一郎議員 7番、高橋です。

同じ12ページで、財産収入で、リサイクル家具売却と、あと硬質系プラスチック売却とあるので、すけれども、主に物はどういうものなのか教えてください。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 リサイクル家具売却につきましては、住民の方が持ち込まれた家具類と粗大ごみ収集で収集された家具類の中で、まだまだ使えるものがございますので、それを補修

してリサイクル、エコプラザで売却した費用になります。

硬質系プラスチックにつきましては、各集積所、各小中学校からペットボトルキャップを集めさせていただいておりますので、その売却に要している費用と、あと硬質プラスチックといえますと、かなりいろいろな材質があるのですけれども、衣装ケースですとか、そういうものも現状売却できている状況でございますので、そういうものになります。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、高橋議員。

○7番 高橋健一郎議員 リサイクル家具売却で、主にたんすが多いとか、どういうものが多いですか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 当然家具類もございますけれども、今一番多いといえますか、健康器具であったり、あとはよくキャンプに行く椅子ですか、椅子とかテントとか、そういうものが結構多いというふうに感じております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 16ページなのですが、総務費の中の2番給料の職員給料なのですけれども、会計年度任用職員も導入されて、先ほど34人というお答えだったのですけれども、正社員と会計年度任用職員の人数をそれぞれ教えてくださいませんか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 職員給与にあっては、再任用職員を含む職員の給与の額でございますが、会計年度任用職員については報酬という形での支給になりますので、会計年度任用職員にあっては職員給与の中には含まれてはおりません。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 すみません、ちょっと聞く場所を間違えました。会計年度任用職員報酬はその1個上に書いてある部分だと思うのですけれども、私が知りたかったのは、人数の推移というか、今回から会計年度任用職員になったのですけれども、今まで臨時職員が何人かいたと思うのですけれども、その近年の推移というか、正社員の推移というのは変わったのか何か、会計年度任用職員を導入したことで何か、そういう部分で変わったことはあるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 本年度まで臨時職員という形での給与、3名の雇用をしておりました。来年度からは会計年度任用職員に切り替わる形にはなりますが、今職員体系を見ますと、新たに4月から2名の採用職員を迎える計画もございます。また、今年度末定年を迎える職員にあっては、

再任用を希望している状況もございまして、今現在のところは4月から会計年度任用職員の採用をすぐに行うということはないというふうに考えております。ただ、これから職員に欠員等が生じる場合が考えられますので、その際においては、会計年度任用職員という形での対応もあるというふうに考えております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 榎本です。

そうすると、今現在は会計年度任用職員の採用予定、採用されるとしてこうなっている。臨時職員から会計年度任用職員になったような人もいないし、一応見込みとしてここに報酬を計上していて、万が一のときのための計上をしていて、その会計年度任用職員の役割というのは、要は正社員の人員が不足したときの、そういう臨時的な扱いというような方針で採用予定をしているのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 会計年度任用職員の扱いについては、今後は、今現在もそうなのですが、職員の中で育児休業を取得している職員。今後、さらには育児休業、それから産休という形での休業もしくは、これもあっては好ましくないのですが、病気休暇等で長期にわたって職員が休暇を取るという事態になったときに、やはりその穴埋めではないですが、その際に募集を図り、会計年度任用職員という立場で対応を考えていると。今現在ではその職に当たるものはございませんで、募集はしていない状況にあります。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 12ページの財産収入、物品売払収入の中で、前年度の小型家電等売却というものがあったのですが、今回なくて、21ページの説明の中に、小型家電等処分業務委託費というのが新たに入っているのですが、これは関連性があるのか聞きたい。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 関連がございまして。小型家電につきましては、使用済み小型電子機器等再資源化の促進に関する法律というものがございまして、それに基づきまして当組合でも環境の整備を行ってきたのですけれども、昨年度末ですか、都市鉱山から作るメダルプロジェクトというのが終了しまして、またさらに中国の輸入禁止措置ということもございまして、廃プラスチックの処分費が高騰したということと、あと資源価格の変動が著しいということで、有償での処理が困難になってしまったという現状でございまして。しかしながら、携帯電話、パソコンにつきましては、有用資源がかなりたくさん含まれているということもございまして、やはり適正にリサイクルしていくことが必要だろうということで予算を計上させていただいております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑は。

6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 同じく12ページの物品売払いの中で、廃油売却というのが、前年度でやはりこれもなかったのですが、今年計上されているということで、どういったものになるか教えていただければ。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 こちらにつきましては、各小中学校から、学校給食で出た廃食用油を集めさせていただいております。それが売却できるというところと、あと施設のほうで使用しております使用済みの機械油、こちらについても売却ができるということで、予算のほうへ計上させていただいているところです。

○藤井栄一郎議長 他に質疑ありますか。

斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 24ページの特別職の職員数等何の変更もないのに12万5,000円減っているのはなぜでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 この内訳は、廃棄物減量等推進審議会の開催が、今年度については、諮問をしておりました関係で開催が多く行われ、来年度については開催が平常ということで、その分の報酬が減額という形です。

○藤井栄一郎議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 分かりました。では、次のページの手当の内訳ということで、時間外勤務と休日勤務手当が増額になっている。時代としては残業を減らそうという方向に進んでいるにもかかわらず、時間外を増やそうというふうに読めるのですが、その辺いかがでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 時間外勤務手当なのですけれども、現状職員が残って、計画ですとか、そういったものをやっていく中にもあるのですが、一番大きな要因というのが、廃棄物対策課のほうで、ふれあい収集というものを今まで臨時職員という形でカバーしておりました。来年度からは職員がそこをカバーして対応していくということで、その間日中の事務に係る時間を制約されてしまうというのがまず1点ありまして、その分事務が時間外につながるというのが1点ございます。

そのほか採用職員という、職員の入替えもございまして、業務等も変わっております。また、さらには予算の中でも大きくありますが、し尿処理の長寿命化計画、新たな計画の策定事務も増えてまいります。そういったところにおいて職員の時間が費やされるということから、全体を見て増額という形でございます。

○藤井栄一郎議長 10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 正規職員がやるということで増えるというのはわかりましたが、そうするとどのくらいの残業が増えるの見込んでいるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今時間外の時間数でございますが、本年度においては、全体でおおむね300時間を切るぐらいの時間数。職員全体です。今後においては、次年度の計画等もございまして、本年度の推移を見ますと、そこから約50時間ぐらいは増える可能性があります。おおむね月4時間程度増える試算をしております。

〔「増える」と言う人あり〕

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今年度と比較して4時間の時間外というのが増えるというふうに考えております。

○藤井栄一郎議長 10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 月でプラス4、1人当たりプラス4ということ。全体でプラス4ですね。

過重労働にならないことに気をつけていただければと思います。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本です。

12ページの物品売払収入のところ、先ほど廃油売却のところがあったのですけれども、中国の輸入規制などで売却代金が低くなっている中で、この廃油売却が、今小中学校ということなのですけれども、例えばこういうところを伸ばしていったりとか、廃油売却によって収入を少し増やすような取組みというのは考えているのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 すみません、先ほど各小中学校と申しあげましたけれども、あと環境センターに毎週日曜日開館してございます、リサイクルステーションでも廃油の回収を行っております、そういうところの周知ですか、そういうのを増やしていければなというところでございます。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 この前エコプラザまつりのところで廃油のリサイクルのを見せていただいたのですけれども、処理とかにすごくお金がかかったりということもあるみたいなのですが、鉄・アルミとか古紙の売却費が落ちているので、そういうところも少し力を入れていって、例えば持ってくる油だけではなくて、例えば飲食店の余った廃油とか、そういうのを回収するとか、少し量を増やしたり、ちょっと取組を強めていくと、少し収入増にもつながるのかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 既に以前までは各飲食店の廃油というものの取扱いもしていたことはございます。なぜ今続けないのかということなのですが、まず廃油自体に収集にまず費用がかかります。それから、精製に費用がかかります。精製したものでないと売却できません。それで、トータル的に見ますと、歳入より支出が上回ってしまう。余り大口のところを私ども組合で受け入れるよりは、事業者自らが再生の業者と連携をしてリサイクルしたほうがメリットが高いということから、組合は各事業所の廃油回収というものに辞退をしている。かといっても、各家庭はそういうルートはございませんので、組合が窓口となって今後廃油の回収というものを続け、リサイクルを進めていきたいというふうに考えております。

また、ご存じのとおり、BDFということで廃油を燃料として組合としても重機、それからじん芥車に利用をさせていただいている背景もございます。そういった利用を広めながらも、そういった廃油のリサイクルというものを進めていきたいというふうに思います。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、中川議員。

○12番 中川幸廣議員 冒頭でも議長からも、また管理者からもございましたけれども、今回のコロナによって、例えば20ページのじん芥処理費の中の説明欄の10節のですね、需用費の薬品費とか、次のページの21ページのし尿処理費のやはり需用費の中の薬品費というのが、今後コロナによる、いろんな薬品等の高騰が見込まれると思うのですけれども、余りその辺は関係してこないというお考えでしょうか。それとも額は別にしても、今後の見通しとして、そういう薬品とか、あとほかにも消耗品費とか、コロナに準ずるようなことで当然高騰するものがあるのではないかと思われるのですけれども、この辺の概況はいかがでございましょうか。分かる範囲でお答えください。

○藤井栄一郎議長 小林課長。

○小林秀之施設課長 コロナウイルスに係る物品の調達難しさというか、納入の遅れとか、できない、こういったものにつきましては、やっぱり品物によってはあると業者のほうから聞いています。例えば機械で言いますとモーター類、ポンプ類、こういったものが若干納期が遅れるというお話は聞いております。あと、先ほどおっしゃられた薬品につきましては、今のところは順調に入荷できるというお話は聞いております。ですから、品物によって遅くなる、もしくは取れないというものの情報を、早く業者のほうから情報を得て、それに対応していくという方法しか今のところできないのかなと思っております。

以上です。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、中川議員。

○12番 中川幸廣議員 了解いたしました。ありがとうございました。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありますか。

8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

11ページの使用料及び手数料のごみ処理手数料（有料指定袋）についてお聞きします。

前年度よりこちらは1,374万円ほど増えているのですけれども、これは昨年度の予算と比較して消費税増税による影響なのか、増加要因、もし具体的な数字がわかれば教えてください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 まず、消費税ももちろん、今年度でいきますと4月から9月分が8%、10月から3月が10%ですので、来年度2年度におきましては1年を通じて10%ということで、当然消費税の分は増額をさせていただいております。

それから、販売数量なののですけれども、実は去年もそうでしたが、今年も実はごみ袋が売れております。今年まだ最終的な数字は出ませんが、有料指定ごみ袋の処理手数料では恐らく今年度は2億3,000万円を超える額になるかなと想定されております。最終的にはまだ分かっておりませんが、先ほどもご説明させていただきましたが、来年度予算というのは昨年11月、12月ぐらいには始めておりますので、来年度においては約2億2,800万円ほどを計上させていただきました。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 再度質問いたします。

消費税増税によるごみ袋の価格の分が歳入として増えているというお話が今あったのですけれども、平成26年4月に内税方式から外税方式に改正されて、こちらの蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の中の第32条の2、別表2の額に、消費税及び地方消費税を乗じて得た額とするという規定によって、議場で要は審議されることがなく、昨年10月から消費税分の価格転嫁が行われたわけなののですけれども、その消費税分の価格転嫁の必要性を教えてください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 まず、この消費税は、平成元年に施行されたかというふうに思いますけれども、この時点で国のほうから、この消費税の導入に伴う一般廃棄物処理に係る手数料の取扱いについてということで通知は来ております。この中で、地方公共団体の行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し徴収する手数料等についても消費税は課せられることというふうに通知がございましたので、私どもとしましては、それに準じて手数料に消費税を加算しているということがございます。

○藤井栄一郎議長 8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 再度質問いたします。

地方公共団体で消費税を適正に課せられることという認識だと思っておりますけれども、そもそも処理手数料に関する、こちらの組合の考え方にちょっと疑問を感じておりまして、同様の意見を市民の方からも頂いています。

昨年9月議会のほうでも同様の質問をしたのですが、組合のほうが考える消費税分の価格転嫁を地方自治法第227条の規定による手数料の例として、例えば市役所の手数料に置き換えると、市役所で住民票を1枚取るために窓口で200円支払います。組合の考え方でいくと、この際、消費税分を入れて220円市役所で払ってくださいということになると思うのです。その20円分の徴収の根拠としては、先ほどの課せられる、消費税法ではこの20円は国に納める必要はないけれども、増税により、例えば用紙代だったりインク代だったり、様々な経費が増えましたという理由づけで恐らく手数料として20円徴収しますというような考えになるかと思うのですが、現実には市役所ではそのような手数料の徴収は行っていません。

もし本当に、仮にコストが増加して手数料の改定が必要となった場合は、コストの増額の見込みなどを示した上で、議案として改正案を議場へ提出して、議場で審議を行うべき対応であって、消費税分をそのまま処理手数料として上乗せ徴収するというところにちょっと疑問を感じるのです。要は、本当に経費が足りないのであれば、ごみ処理手数料として足りない分を補うためにここで審議されるべきであって、消費税分の2%分をそのまま処理手数料として上乗せして徴収しているということは、好ましくないと思うのですが、市民の方から、費用徴収の在り方については今後しっかりと検討していただくよう要望します。

例えば両市の手数料条例だったり行政手続法を参照して、前述の条例改正だったりパブリックコメントだったり、両市の広報掲載など広く市民の理解が得られるような消費税の扱い方、透明性の向上を図る必要な措置をしていただきたいと思いますと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 消費税の扱いについては、国税庁の見解等もありまして、その対応については各自治体に委ねられると。この背景というのが、地方自治体においては、受け取った消費税、それから支払った消費税を同額とみなすという規定があります。その関係で非課税というのが通常の形でございます。

その団体のことについて国税庁がメスを入れたかということ、そうではないというのが現状でございます。実際この手数料に消費税を課すかどうかという判断ですが、あくまでも消費税の導入の経緯のときに、役務の提供による場合については、社会政策的な配慮というのが位置づけられていて、要するに課税になじまないものは課税しないようにしましょうというのが事の動きでありました。それで、行政手数料というものと処理手数料というものが分けられたという経緯がございます。

行政手数料というのは、先ほど議員さんがおっしゃった窓口での発行事務、そういったものについては役務の提供ということで、それについてはなじまないということで非課税。ただ、処理手数

料ということは、何かの事を起こして、それを処分をお願いするということは、役務の提供でなくて、あくまでも事業としての位置づけのほうが多いと。要するに処理をするということです。書類を頂くのと違うと。処理をするという経緯があることから、それは業務形態に合致するので、これは当然課税対象になるというのが国の見解でございます。

その背景から、ごみ処理手数料については、やっぱり非課税にすることは好ましくないというのが、国の見解もあり、環境省との見解も、そのように示した上での各自治体への通知というふうに考えておりますので、消費税の税率が変われば、当然その消費税として私どもが頂くという流れに処理をさせていただいています。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 その売捌き手数料に関してなのですけれども、11ページのごみ処理手数料、有料指定袋が今年度2億2,800万が見込まれていると。それに対して、歳出のほうの19ページの清掃総務費で、恐らくこのごみ袋に関する製作コスト等のまずコストの部分というのが、収入は先ほど申し上げたところで2億2,800万で、コストのほうは恐らくこの2項目だと思っておりますけれども、11の役務費の指定ごみ袋の売捌き手数料1,498万円と、その下の委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費の4,800万ということで、要するにごみ袋を販売することによって得る歳出と歳入の差額というのが、分けさせると簡単に計算で恐縮ですけれども、1億6,000万ぐらいのごみ袋を売ることによって、その歳入歳出の差額が1億6,000万ほど組合に利益として計上されるということだと思っておりますけれども、先ほどの一般廃棄物処理基本計画というのが今回見直しがされて、9月の決算のときも私はちょっとお話をさせていただいたと思っておりますけれども、この見直しの計画では目標年度まで3.8%減と。1日1人当たり約30グラムぐらい減らしていきましようという目標年度があるわけではないですか。そうすると、1家庭4人で一月となると3キロぐらいかなにはなるのですけれども、市民の努力によって、ごみの量を削減することによって、処理のコストも下がりますと、であるにもかかわらず、ごみ袋の利益、売ることによっての利益がこのように1億6,000万円ずつずっと計上が続いていくということは、やはり市民の努力にある程度還元して、ごみ袋の価格というものの見直しも、ただ減らせ、減らせとあって、ごみの量を減らせというふうに計画で訴えていくだけではなく、それに応じて市民に対しても減った分多少。そもそものごみ袋を有料化した目的がごみの量を減らすということだったと思うので、それが達成された暁には、ごみ袋の価格の見直しというの、併せて市民に訴えていくべきではないかなと思うのです。

リッターごとによって、恐らくそのコストと費用対効果というの、コストと利幅の部分というのが、この間9月の決算でお話ししたと思っておりますけれども、多分ばらばらだったと思うので、少なくともそういう、全部を下げろということはあれですけれども、例えばリッターによっては、利益の幅が大きいようなごみ袋に関しては、ちょっと見直しを図って、市民の努力に応じていくと

いうことも必要だと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 確かにごみ袋の購入費用がイコール手数料という形で、市民の方に手数料として徴収させていただいておりますけれども、一つはやはり減量がまず目的でございます。

結果的に1世帯から出るごみの量が減るということは、イコール指定ごみ袋の使用する枚数も必然的に減ってくるのかなというふうに考えます。ですので、指定ごみ袋の単価を下げることではなくて、ごみを減量していただければ、結果として手数料は少なくて済むという考えで私どもは考えております。

今議員さんがおっしゃいましたように、リッター当たりの単価というのでしょうか、それについても、製造コストも、全てではないのですけれども、基本的には大きい袋よりも小さい袋のほうがコストはかかっております。また、燃えるごみと燃やせないごみを比較しましても、燃やせないごみのほうが実はコストがかかっているというのが現状でございます。

ごみの減量が達成されたときというお話ですけれども、それは将来的なことですので、今私この場では大変申し訳ありません、申し上げることはできませんけれども、繰り返しになりますけれども、ごみを減量していただければ、結果的には手数料として、要するにこういう費用は少なくて済むのかなというふうには考えております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 一つお伺いしたいのですけれども、17ページの総務費の中の18節負担金の中の埼玉県総合事務組合退職手当負担金が、今回去年と比べて大きく減っている理由になっっているかと思うのですけれども、もしその手当金の支払い方の仕組みとか背景を教えてください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 退職手当の負担金ですが、これについては前年度末に退職した方の負担を翌年度の予算で支出するという流れがございます。年度末に一昨年が2名の退職、本年度は1名ということでございまして、その昨年度1名分の差額がこの数字に表れているということでございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 ちょっとわからないことが多くて、質問が多くてすみません。

18ページなのですけれども、1つは、12節の委託料で都市計画決定図面作成業務委託費で、現況と異なるということだったので、その現況と異なる詳細を教えてくださいのと、14節の工事請負費で環境センター場内整備工事で、元荒川沿いのフェンスの越境ということだったので、この詳細を教えてください。

〔「資料を配らせていただいてよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○藤井栄一郎議長 現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今お手元に配付させていただいた、環境センター場内整備工事の図面でございます。これは、来年度予算の14節工事請負費で対応するところでございますが、元荒川沿いのところに今、黒い線、白丸の延長線上の黒い線がございますが、こちらが河川と当組合の境界線でございます。見てお分かりのとおり、境界を越境してフェンス等の設置がなされている現況がございます。こちらについてまず是正をしないとイケないというところでございます。

この是正に関しては、今現状問題があるわけではないので、何か事を起こさない限りは、このままでも特に問題ないということで、行政間同士ですぐに大きな問題にすることは無いのですが、ただこの組合の敷地に建物を1つ建てる、建築確認が必要なものを建てるという想定がある場合については、この越境が妨げになりまして、その認可が下りないという背景がございます。そういう背景になってもイケませんので、現段階において、今後の業務運営に支障がないように、この越境部分の是正をまずさせていただくのが来年度計上させていただくものでございます。

それに伴いまして、都市計画決定図面作成の業務委託、これについてもこの越境の部分が都市計画図上の位置づけになっております。さらには、さいたま栗橋線から正門に入る道路の部分、こちらについても今は都市計画決定の位置づけの中に入っております。そういった部分を整理して組合の敷地だけを都市計画決定に位置づけるがために、今回図面の策定委託というものを併せて計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 フェンスを取ってという話ですけれども、その前にここの部分の土地を購入するということはできないのですか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 当然現況に合わせて購入はできるか否かということも、杉戸県土事務所

において話し合いを持ちました。あくまでも国有地ということでございますので、その購入ということについては、大変な理由、それなりの想定される理由がないとこれは難しいということで、考えないほうがよろしいでしょうという回答をいただいております。これはやはり購入という選択肢はちょっと難しいというふうに考えております。

○藤井栄一郎議長 10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 もう一点。

去年台風19号で元荒川が越水する、しそうだという状況になったと思います。この環境センターの設置場所は、元荒川と隼人堀があって、星川があって囲まれているところなので、去年の台風19号以上のものが来たとき、ここは水に沈むのではないかなという心配があります。その場合、そうなってしまって、環境センターは災害に遭った分の処分をする場所になるはずですので、その場所になるべき環境センターが沈んでしまえば、何の意味もないので、そのための対策をするべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 災害時におきましては、この廃棄物行政全般なのですけれども、埼玉県内で県内協力体制という体制がございます。当然今議員さんご心配のとおり、ハザードマップの中では、ここについては浸水の可能性があるという位置づけがございます。そのために、ご存じのとおり、プラットホーム、ごみの受入れ場所は2階部分に設置してあるというのも、そういう経緯もあるのですけれども、なるべく、高い水位は例外ですけれども、多少の浸水によっては支障がないように、ごみの受入れができるという形態は一応整えてはあるということで、万が一当組合での処理ができないということになれば、近隣の自治体のほうに協議をお願いして、処理のほうを請け負っていただくような流れになろうかなというふうに思います。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第3号 令和2年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時09分

○藤井栄一郎議長 現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○藤井栄一郎議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 藤井議長のお許しをいただきましたので、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席を賜り、ありがとうございました。

ご提案を申し上げました議案につきまして、慎重ご審議の上ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、最近の新型コロナウイルスの国内での感染拡大を受け、当組合としても感染防止対策に努めながら業務執行に当たっておるところでございます。今後も業務が滞ることのないよう万全を期

してまいりたいと存じます。当組合施設は、市民生活にとって大変重要な施設でございますので、生活に支障を来すことがないように、適切な施設の維持管理はもとより、感染防止対策に対しても慎重に対応してまいります。

今後とも議員の皆様方のご指導、ご協力を頂きながら、職員とともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様のご活躍とご健勝をご祈念を申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○藤井栄一郎議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和2年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時11分